

徳島県教育委員会規則第七号

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立学校規則及び徳島県立高等学校通信教育規則の一部を改正する規則

(徳島県立学校規則の一部改正)

第一条 徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下」を「分校を含む。以下」に改め、「(分校を含む。)」を削り、同条第三項中「以下」を「分校を含む。以下」に改め、「(分校を含む。)」を削る。

第九条第三項中「総合的な学習の時間」を削り、同条第四項中「道徳」を削る。

第三十一条の二第一項中「総合的な学習の時間及び」を削り、「各教科・科目、」を「各教科・科目及び」に改め、同条第二項中「総合的な学習の時間」を削る。

(徳島県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第二条 徳島県立高等学校通信教育規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「総合的な学習の時間」を削る。

第十二条見出し中「休、退学等」を「休学等」に改め、同条中「退学」を「復学、退学、再入学」に改め、「転籍」の下に「登校停止」を加える。

第十三条第二項中「総合的な学習の時間及び」を削る。

第十四条第一項第三号中「すべて」を「全て」に改め、「総合的な学習の時間」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。